

開発 0730 第 5 号
平成 30 年 7 月 30 日

岐阜県知事 殿
京都府知事 殿
兵庫県知事 殿
鳥取県知事 殿
島根県知事 殿
岡山県知事 殿
広島県知事 殿
山口県知事 殿
愛媛県知事 殿
高知県知事 殿
福岡県知事 殿

厚生労働省人材開発統括官
(公 印 省 略)

平成 30 年 7 月豪雨への対応について (人材開発関係)

平成 30 年 7 月豪雨による被災者等に対する対応として、下記のとおり定めたので、取扱いに遺漏無きようご配慮下さい。なお、本件写しについては、岐阜労働局長、京都労働局長、兵庫労働局長、鳥取労働局長、島根労働局長、岡山労働局長、広島労働局長、山口労働局長、愛媛労働局長、高知労働局長、福岡労働局長あて通知していることを申し添えます。

記

1 仮設住宅用敷地等としての独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の公共職業能力開発施設の提供

被災地域及びその周辺地域の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の公共職業能力開発施設について、仮設住宅用敷地等として提供するよう、平成 30 年 7 月 30 日付開発 0730 第 4 号「平成 30 年 7 月豪雨への対応について (人材開発関係)」により、同機構理事長あて通知したので、提供を希望する場合には、同通知の別添に掲げる連絡先まで連絡されたいこと。

2 認定訓練助成事業費補助金の特例措置について

認定訓練助成事業費補助金の特例措置として、平成30年度に実施されている認定職業訓練に係る運営費については、被災により訓練が中止又は中断された場合であっても、当該訓練に既に要した経費は補助の対象とすること。

3 公共職業訓練の取扱いについて

(1) 施設内の職業訓練の取扱いについて

① 職業訓練の継続の判断

平成30年7月豪雨に伴い被災した公共職業能力開発施設内において実施している離職者訓練及び学卒者訓練の継続については、施設の被災状況や訓練予定期間内における職業訓練の修了可能性等を考慮し、職業訓練の実施主体が判断を行うこと。

その際、若干の補講等によって、職業訓練の修了が見込まれる場合、訓練期間を延長することとしても差し支えないものとするが、このうち離職者訓練については、公共職業安定所が行う受講あっせん期間の変更を行う必要があるため、実施主体において都道府県労働局職業安定部と調整を行うこと。

② 職業訓練の「修了」の判断

職業訓練の「修了」の判断については、被災に伴って職業訓練を受講することができない場合、「職業訓練の運用について（平成24年3月30日能発0330第18号）」別添「職業訓練運用要領」に定める修了要件における疾病その他やむを得ない事由として取扱うものとし、訓練生の受けた訓練期間が予め定めた学科及び実技の訓練期間のそれぞれ80%に相当する時間以上であり、かつ訓練生の保有する技能及び知識が修了に値するものと認められる場合は、補講等を実施せずとも、当該訓練を修了したものとして扱って差し支えないものとする。

なお、やむを得ず訓練を中止するとした訓練科のうち、平成30年7月末日までに訓練が終了する予定の訓練科の訓練生については、概ね訓練期間を終了していることから、今回の災害発生時点において実施済みの学科及び実技の訓練時間のそれぞれ80%以上に相当する時間について、訓練生が訓練を受講している場合は、上記と同様に取り扱うことができるものとする。

ただし、職業訓練の「修了」とは別に、資格取得のために必要とされる受講時間が定められている訓練科においては、職業訓練を「修了」

した場合であっても、資格取得のために必要な受講時間を満たしていない場合には、資格が付与されないこととなるので留意すること。

(2) 離職者訓練のうち委託訓練の取扱いについて

① 職業訓練の継続の判断

平成30年7月豪雨に伴い被災した民間教育訓練機関等において実施している委託訓練の継続については、民間教育訓練機関等の被災状況や訓練予定期間内における職業訓練の修了可能性等を考慮し、職業訓練の実施主体が判断を行うこととする。

その際、若干の補講等によって、職業訓練の修了が見込まれる場合、訓練期間を延長することとしても差し支えないものとするが、この場合、委託訓練の契約期間が変更となる場合があるとともに、公共職業安定所が行う受講あっせん期間の変更を行う必要があるため、実施主体において都道府県労働局職業安定部と調整を行うこと。

また、委託訓練期間の変更を行った場合でも、訓練総時間が増えるものではないことから、委託額は変更にはならないこと。

② 職業訓練の「修了」の判断

職業訓練の「修了」の判断については、上記(1)②と同様に取り扱うこと。

(3) 離職者訓練のうち障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の取扱いについて

(2)と同様に取り扱うこと。

開発 0730 第 4 号
平成 30 年 7 月 30 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

厚生労働省人材開発統括官
(公 印 省 略)

平成 30 年 7 月豪雨への対応について (人材開発関係)

平成 30 年 7 月豪雨による被災者等に対する対応として、下記について御了知いただくとともに、実施等について遺漏無きようご配慮下さい。

なお、本件写しについては、岐阜県知事、京都府知事、兵庫県知事、鳥取県知事、島根県知事、岡山県知事、広島県知事、山口県知事、愛媛県知事、高知県知事、福岡県知事、岐阜労働局長、京都労働局長、兵庫労働局長、鳥取労働局長、島根労働局長、岡山労働局長、広島労働局長、山口労働局長、愛媛労働局長、高知労働局長、福岡労働局長あて通知していることを申し添えます。

記

1 仮設住宅用敷地等としての独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の公共職業能力開発施設の提供

被災地域及びその周辺地域の公共職業能力開発施設 (別添 1 参照) について、地方公共団体等からの要請があった場合には、仮設住宅用敷地として提供されたいこと。

また、上記の他、被災地域及びその周辺地域の公共職業能力開発施設 (別添 2 参照) について、地方公共団体等から施設の借用等の要請・相談があった場合には、積極的に協力されたい。

2 公共職業訓練の取扱いについて

(1) 施設内の職業訓練の取扱いについて

① 職業訓練の継続の判断

平成 30 年 7 月豪雨に伴い被災した公共職業能力開発施設内において実施している離職者訓練及び学卒者訓練の継続については、施設の被災状況や訓練予定期間内における職業訓練の修了可能性等を考慮し、職業訓練の

実施主体が判断を行うこと。

その際、若干の補講等によって、職業訓練の修了が見込まれる場合、訓練期間を延長することとしても差し支えないものとするが、このうち離職者訓練については、公共職業安定所が行う受講あっせん期間の変更を行う必要があるため、実施主体において都道府県労働局職業安定部と調整を行うこと。

② 職業訓練の「修了」の判断

職業訓練の「修了」の判断については、被災に伴って職業訓練を受講することができない場合、「職業訓練の運用について（平成24年3月30日能発0330第18号）」別添「職業訓練運用要領」に定める修了要件における疾病その他やむを得ない事由として取り扱うものとし、訓練生の受けた訓練期間が予め定めた学科及び実技の訓練期間のそれぞれ80%に相当する時間以上であり、かつ訓練生の保有する技能及び知識が修了に値するものと認められる場合は、補講等を実施せずとも、当該訓練を修了したものとして扱って差し支えないものとする。

なお、やむを得ず訓練を中止とした訓練科のうち、平成30年7月末日までに訓練が終了する予定の訓練科の訓練生については、概ね訓練期間を終了していることから、今回の災害発生時点において実施済みの学科及び実技の訓練時間のそれぞれ80%以上に相当する時間について、訓練生が訓練を受講している場合は、上記と同様に取り扱うことができるものとする。

ただし、職業訓練の「修了」とは別に、資格取得のために必要とされる受講時間が定められている訓練科においては、職業訓練を「修了」した場合であっても、資格取得のために必要な受講時間を満たしていない場合には、資格が付与されないこととなるので留意すること。

3 求職者支援訓練の取扱いについて

(1) 求職者支援訓練の継続の判断

平成30年7月豪雨に伴い被災した訓練施設内において実施している求職者支援訓練の継続については、施設の被災状況や訓練予定期間内における求職者支援訓練の修了可能性等を考慮し、実施主体が判断を行うこととする。

その際、訓練期間中の振替等が困難な場合は、訓練期間を延長することとしても差し支えないものとするが、この場合、支援指示の期間の変更を行う必要があるため、実施主体において独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県支部及び都道府県労働局職業安定部と調整を行うものとする。

(2) 求職者支援訓練の「修了」の判断

やむを得ず訓練を中止するとした訓練科のうち、平成30年7月末日までに訓練が修了する予定の訓練科の受講者については、概ね訓練期間を終了していることから、今回の災害発生時点において実施済みの訓練時間の80%以上に相当する時間について、訓練生が訓練を受講しており、訓練期間中の振替等が困難な場合は、振替等を実施せずとも修了したのものとして取り扱うことができるものとする。

ただし、求職者支援訓練の「修了」とは別に、資格取得のために必要とされる受講時間が定められている訓練科においては、求職者支援訓練を「修了」した場合であっても、資格取得のために必要な受講時間を満たしていない場合には、資格が付与されないこととなるので留意すること。

(別添1)

仮設住宅用敷地として提供する公共職業能力開発施設の概要

(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

都道府県	施設名	住所	使用可能施設
高知県	四国職業能力開発大学校 附属高知職業能力開発短期大学校	高知県香南市野市町西野1595-1	グラウンド

連絡先

機構本部(千葉県千葉市美浜区若葉三丁目1番地2)

求職者支援訓練部訓練企画課 電話 043-213-7249、7189

(別添2)

被災地域及びその周辺地域の公共職業能力開発施設

(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

都道府県	施設名	住所
岐阜県	岐阜職業能力開発促進センター	岐阜県土岐市泉町定林寺字園戸963-2
岐阜県	東海職業能力開発大学校	岐阜県揖斐郡大野町古川1-2
京都府	京都職業能力開発促進センター	京都府長岡京市友岡1-2-1
京都府	近畿職業能力開発大学校 附属京都職業能力開発短期大学校	京都府舞鶴市上安1922
兵庫県	兵庫職業能力開発促進センター	兵庫県尼崎市武庫豊町3-1-50
兵庫県	兵庫職業能力開発促進センター 加古川訓練センター	兵庫県加古川市東神吉町升田1688-1
兵庫県	港湾職業能力開発短期大学校神戸校	兵庫県神戸市中央区港島8-11-4
鳥取県	鳥取職業能力開発促進センター	鳥取県鳥取市若葉台南7-1-11
鳥取県	鳥取職業能力開発促進センター 米子訓練センター	鳥取県米子市古豊千520
島根県	島根職業能力開発促進センター	島根県松江市東朝日町267
島根県	中国職業能力開発大学校 附属島根職業能力開発短期大学校	島根県江津市二宮町神主1964-7
岡山県	岡山職業能力開発促進センター	岡山県岡山市北区田中580
岡山県	中国職業能力開発大学校	岡山県倉敷市玉島長尾1242-1
岡山県	吉備高原障害者職業能力開発校	岡山県加賀郡吉備中央町吉川7520
広島県	広島職業能力開発促進センター	広島県広島市中区光南5-2-65
広島県	中国職業能力開発大学校 附属福山職業能力開発短期大学校	広島県福山市北本庄4-8-48
山口県	山口職業能力開発促進センター	山口県山口市矢原1284-1

愛媛県	愛媛職業能力開発促進センター	愛媛県松山市西垣生町2184
高知県	高知職業能力開発促進センター	高知県高知市棧橋通4-15-68
高知県	四国職業能力開発大学校 附属高知職業能力開発短期大学校	高知県香南市野市町西野1595-1
福岡県	福岡職業能力開発促進センター	福岡県北九州市八幡西区穴生3-5-1
福岡県	福岡職業能力開発促進センター 飯塚訓練センター	福岡県飯塚市大字柏の森83-9
福岡県	九州職業能力開発大学校	福岡県北九州市小倉南区志井1665-1
佐賀県	佐賀職業能力開発促進センター	佐賀県佐賀市兵庫町若宮1042-2

連絡先

機構本部(千葉県千葉市美浜区若葉三丁目1番地2)
求職者支援訓練部訓練企画課 電話 043-213-7249、7189

職雇発 0730 第 1 号
開発 0730 第 6 号
平成 30 年 7 月 30 日

岐阜労働局長 殿
京都労働局長 殿
兵庫労働局長 殿
鳥取労働局長 殿
島根労働局長 殿
岡山労働局長 殿
広島労働局長 殿
山口労働局長 殿
愛媛労働局長 殿
高知労働局長 殿
福岡労働局長 殿

職業安定局長
(公印省略)
人材開発統括官
(公印省略)

平成 30 年 7 月豪雨への対応について（人材開発支援助成金等関係）

今般の平成 30 年 7 月豪雨による被災者等に対する対応として、別添 1 のとおり独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長、別添 2 のとおり岐阜県知事、京都府知事、兵庫県知事、鳥取県知事、島根県知事、岡山県知事、広島県知事、山口県知事、愛媛県知事、高知県知事、福岡県知事あて通知したので、貴職においても御了知いただくとともに、下記の事項の実施等について遺漏無きようご配慮願いたい。

記

- 1 人材開発支援助成金（特定訓練コース・一般訓練コース・教育訓練休暇付与コース・特別育成訓練コース）及びキャリアアップ助成金（人材育成コース経過措置分）の取扱いについて

平成 30 年 7 月豪雨の発生前から事業主が開始していた職業訓練等につい

て、被災により訓練等の修了が困難となった場合は、「雇用関係助成金支給要領」の「人材開発支援助成金（特定訓練コース・一般訓練コース・教育訓練休暇付与コース）支給要領」0409 ニに規定する「事業主又は労働者のいずれの責にも帰することができない天災等のやむを得ない理由」、「人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）支給要領」0501 イ～ハ及び「キャリアアップ助成金（人材育成コース経過措置分）支給要領」2005 イ～ロに規定する「事業主の責めによらない理由により訓練が実施できなかった場合」に該当するものであること。

2 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）等の取扱いについて

平成30年7月豪雨の発生前から事業主が開始していた職業訓練等について、被災により訓練等の修了が困難となった場合は、「人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）支給要領」0306b ハ及び「建設労働者確保育成助成金支給要領」0306d ハの「訓練の受講時間数が総訓練時間数の7割以上」とあるのは「訓練の受講時間数及び平成30年7月豪雨の影響により実施できなかった訓練の時間数（開講されたが参加できなかった時間数を含む）の合計が総訓練時間数の7割以上」とする。

3 人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）の取扱いについて

平成30年7月豪雨の発生前から事業主が開始していた職業訓練等について、被災により訓練等の修了が困難となった場合は、障害者職業能力開発訓練運営費について、訓練受講時間数に平成30年7月豪雨の影響により訓練を実施できなかった時間数（開講されたが参加できなかった時間数を含む）を加えた時間数により、支給額を算定すること。